

特別養護老人ホームハートランド五條
身体拘束廃止指針

特別養護老人ホーム
ハートランド五條

身体拘束廃止指針

(主 旨)

特別養護老人ホームハートランド五條（以下「当施設」と略す）における身体拘束に関する基本的考え方。身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、「個人の尊厳を尊重し」「日々研鑽を重ね知識・技術・人間性を磨く」に努め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかし、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※1 身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要である。

※2 当施設においては、いかなる場合においても身体拘束は行わないことを原則とする。

1. 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。

2. 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で、個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。

⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める。

(委員会組織について)

身体拘束廃止のための委員会に関する基本方針

身体拘束廃止に関する審議機関として「身体拘束・虐待廃止委員会」を設置する。

身体拘束・虐待廃止委員会は、看護・介護職種により構成する。

3. 委員会の構成

施設長

身体拘束廃止のための総括管理

看護・介護職員

身体拘束廃止のための体制整備

利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備
その他、施設長が任命するもの

4. 身体拘束・虐待防止委員会の開催

委員会は概ね 1 ヶ月に 1 回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ①施設内における身体拘束・虐待防止に向けての現状把握、改善に関すること。
- ②身体拘束・虐待防止に関する情報の収集に関すること。
- ③施設内で報告のあった身体拘束・虐待事例の可能性事案に対して対応策の検討に関すること。
- ④身体拘束・虐待防止のための基準類の整備に関すること。
- ⑤職員を対象とした身体拘束・虐待防止に関する研修の実施に関すること。
- ⑥その他、身体拘束・虐待防止発生予防のために必要な事項に関すること。
- ⑦緊急時に必要とされるとき

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

①施設長

- 1) ケア現場における諸課題の統轄責任

②看護・介護室長

- 1) 身体拘束廃止委員会の総括責任者
- 2) ケア現場における諸課題の総括責任者

③看護職員

- 1) 施設における医療行為範囲の整備
- 2) 重度化する利用者の状態観察
- 3) 記録の整備

④介護職員

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 職員研修について

身体拘束廃止のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止に向けて人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年 2 回以上）の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

7. 平常時の対応

①身体拘束廃止に関する基本方針

利用者に対する身体拘束を原則廃止する。利用者の人権を尊重しつつ、生活の中において常に拘束の状況にないか点検を行い、改善を推進するものとする。

②事業所では、共通認識のもと施設職員が一丸となり、身体拘束を行わない状態の実現を目指すため、身体拘束を誘発する原因を探り除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集を図るものとする。

8. 身体拘束発生後の対応

身体拘束廃止における指針に沿って、迅速に対応する。

9. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族 への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行いできるだけ早期に拘束解除すべく努力します。

※参考緊急やむを得ない場合の例外三原則

- 1) 切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) 非代替性:身体拘束及びその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 3) 一時性:身体拘束及びその他の行動制限が一時的なものであること

本人又は利用者の生命身体を保護する為措置として緊急やむを得ず拘束行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

① カンファレンスの実施

やむを得ず身体拘束の実施を検討せざるを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として各関係部署の関係者が集まり。拘束による利用者の心身損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替③一時性の三要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討を早急に行い、早期の廃止に向けて努める。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお必要とする場合については事前に契約者・家族等に対して行っている内容と継続の必要性、利用者の状態等を確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

② 記録と再検討

身体拘束に関する記録は基準上義務付けられており、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法について随時検討する。

身体拘束に関する記録は2年間保存することを定める。

③ 拘束の解除

記録に基づく再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その際には、契約者、家族に報告する。

尚、一旦その時状況から試行的に身体拘束を中止し必要性確認する場合がありますが、数日以内に同様の対応で再度身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族(契約者等)に連絡し経過報告を行うとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命及び身体の保護の観点から同様の対応を実施する。

10. 閲覧

利用者、その家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

身体拘束廃止における指針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにする。

11. その他

その他、身体拘束廃止の推進の為に必要な基本方針

身体拘束廃止における指針は最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

(附則)

1 本指針は、令和1年6月1日より施行する。

令和3年4月21日 一部改訂

令和3年11月20日 一部追加

令和6年12月1日 指針の変更（身体拘束・虐待防止指針 ⇒ 身体拘束廃止指針）